

令和2・3年度
建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請の手引き
【手続き・提出書類 共通編】

令和2年1月

紫波町

はじめに

紫波町が発注する建設工事への競争入札に参加を希望する方は、次により資格審査申請書及びその他提出書類を提出してください。

令和2年の申請から、盛岡広域市町での共通化を図るとともに、インターネットを活用した申請を導入するなど、申請手続きを全般的に見直しております。

I 申請要件

1 資格要件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高（2年又は3年平均）の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成24年12月19日条例第30号）第2条各号に掲げる者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - ウ 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者をいう。
 - エ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 紫波町建設工事等競争入札参加資格要綱（平成14年告示第180号。以下「要綱」という。）第10条第1項第1号又は第2号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、重要な事実について記載しなかった者

II 申請手続

1 申請方法

- (1) 持参又は郵送による。
- (2) 提出先

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町役場企画総務部総務課総務室 宛

※郵送の場合は、封筒に「入札参加資格申請書在中」と記載すること。

2 資格審査基準日

資格審査基準日は、令和2年1月31日現在となります。提出書類は、審査基準日の状況で記入してください。評点・格付等についても同日を基準に行います。

3 申請にあたっての注意事項

- (1) 宅配便・メール便等は法令の規定により利用できません。重要な書類ですので簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは使用不可）による郵送をお願いします。簡易書留・レターパックプラスについては、日本郵便株式会社のホームページ又はお近くの郵便局に確認をお願いします。
なお、簡易書留又はレターパックプラスによる郵送以外の方法により送付された申請は受け付けせず、申請者のご負担でそのまま返送しますのでご了承ください。
- (2) 申請や添付書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。
- (3) 法人が申請する場合には、申請の単位は法人単位となります。受任者（営業所・支店等）単位での申請は受け付けません。二重申請にならないように注意してください。
※ここでいう委任とは、代表者から営業所等に入札、契約等の権限を委任することをいいます。単に入札書の提出を行う営業担当等のことではありません。
- (4) 提出書類は、資格審査のほか、入札参加者の選定、契約手続等に必要な書類となりますので、正しく作成し提出してください。また、資格審査申請書の提出後、申請内容に変更が生じたときは、変更届が必要となります。なお、届出方法については、別途お知らせします。
- (5) 申請にあたり、営業所として登録できるのは、建設業法第3条に規定する営業所に限ります。

4 資格の有効期間

名簿に登録された日から令和4年3月31日まで

5 建設工事の種類と内容

建設工事の工事種別は、以下の29業種です。

- | | | | |
|--------------------|---------------------------|------------|--------------|
| ①土木一式工事（土） | ②建築一式工事（建） | ③大工工事（大） | ④左官工事（左） |
| ⑤とび・土工・コンクリート工事（と） | ⑥石工事（石） | ⑦屋根工事（屋） | ⑧電気工事（電） |
| ⑨管工事（管） | ⑩タイル・れんが・ブロック工事（タ） | ⑪鋼構造物工事（鋼） | ⑫鉄筋工事（筋） |
| ⑬舗装工事（舗） | ⑭しゅんせつ工事（しゅ） | ⑮板金工事（板） | ⑯ガラス工事（ガ） |
| ⑰塗装工事（塗） | ⑱防水工事（防） | ⑲内装仕上工事（内） | ⑳機械器具設置工事（機） |
| ㉑熱絶縁工事（絶） | ㉒電気通信工事（通） | ㉓造園工事（園） | ㉔さく井工事（井） |
| ㉕建具工事（具） | ㉖水道施設工事（水） | ㉗消防施設工事（消） | ㉘清掃施設工事（清） |
| ㉙解体工事（解） | ※建設業法第2条第1項による。 ※カッコ内は略号。 | | |

Ⅲ 提出書類と添付書類

1 建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

記載内容に誤りがないことを確認し、実印を押印のうえ提出してください。なお、営業している住所と現在事項全部証明書の住所が異なる場合は、登記上の住所と現住所を併せて記入してください。

行政書士に委任する場合は、委任状（任意様式）を別途提出してください。

2 印鑑証明書

申請書提出日の直前3か月以内に発行された印鑑証明書（原本）を提出してください。

- (1) 法人の場合 本店の所在地を管轄する法務局が発行
- (2) 個人の場合 住所地の市区町村が発行

3 委任状（様式第2号）

代表者が支店長、営業所長等の特定の方に継続的に契約権限を委任する場合は、委任状が必要です。

権限の委任に当たっては、復代理人の選任から請負代金の受領等、契約に関する一連の事項が権限を分割することなく、同一の方に委任してください。また、実印と受任者が入札時等に使用される使用印をそれぞれ押印してください。

委任状は、契約締結権限を有する営業所（部署）ごとに必要です。

4 使用印鑑届（様式第3号）

入札・見積・契約の締結等に使用する印鑑が実印と異なる場合は、使用印鑑届が必要です。実印及び使用印をそれぞれ押印してください。ただし、委任状（様式第2号）を提出する方は、受任者の印が使用印鑑となるので、使用印鑑届の提出は不要です。

5 現在事項全部証明書（個人にあっては身分証明書）

申請書提出日の直前3か月以内に発行された現在事項全部証明書又は身分証明書の写しを提出してください。

- (1) 法人の場合 本店の所在地を管轄する法務局が発行
- (2) 個人の場合 本籍地の市区町村が発行

6 総合評定値通知書

建設業法第27条の27第1項の規定により、許可行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）が通知したもので、経営事項審査の審査基準日が平成30年10月1日以降で最新のものの写しを提出してください。

ただし、許可行政庁に対し、総合評定値請求済であるが資格審査申請書の提出期限までに総合評定値通知書の写しを提出できない方は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」、「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。なお、総合評定値通知書を受け付け次第、直ちにその写しを提出してください。総合評定値通知書の提出がない場合、競争入札参加資格者名簿に登載できないことがあります。

7 専任技術者証明書又は専任技術者一覧表

申請する本社、委任先営業所又は盛岡広域市内営業所の専任技術者に関する専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（建設業法に基づく建設業許可申請に添付したもの）の写しを提出してください。

8 工事経歴書（様式第4号）

平成30年4月1日から令和2年3月31日までに完成した又は完成予定の工事について、登録を希望する建設工事の種類ごとに作成してください。法に基づく経営事項審査申請等に添付した工事経歴書の写し

を調整し提出しても構いません。※この書類の記載に当たっては、法に基づく経営事項審査申請等の記載方法に準じてください。

9 経営事項審査に添付した技術職員名簿

※紫波町内に本店（主たる営業所）を有する方のみ提出してください。

経営事項審査に添付した最新の技術職員名簿の写しを提出してください。

10 技術職員の異動を証する書面

※紫波町内に本店（主たる営業所）を有する方のみ提出してください。

総合評定値通知書の審査基準日以降、令和2年1月31日までに新たに技術職員を雇用した場合又は技術職員が別の資格を取得した場合は、その技術職員について、次のいずれかの書類を提出してください。

- (1) 建設業法施行規則第4条第1項第2号に規定する「国家資格者・監理技術者一覧表」の写し（国土交通大臣又は都道府県知事の受付印があるものに限る。）
- (2) 建設業法第7条第2号又は第15条第2号のいずれかに該当することを証する免状等の写し及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」又は「市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し」等、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されていることを証する書面の写し

11 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類（又は誓約）

- (1) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務がある方
 - ア 雇用保険 労働者が1人でも雇用される事業所
 - イ 健康保険及び厚生年金保険 常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は法人の事業所
- (2) 経営事項審査の総合評定値通知書「その他の審査項目」の該当箇所に「有」の表示がある場合は、次の該当する書類の提出は不要です。総合評定値通知書により確認できない（「適用除外」又は「無」）方は、次の書類を提出してください。
 - ア 雇用保険の加入に関する書類
 - (ア) 加入義務がある場合
労働（雇用）保険の保険料申告書の写し（令和元年度に発行したもの）
※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写し（直近のもの）を提出してください。
 - (イ) 加入義務がない場合
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約（様式第6号）
※該当部分をチェックした後、提出してください。
 - イ 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類
 - (ア) 加入義務がある場合
年金事務所等発行の保険料の領収書の写し
※健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組合国保（中建国保等に加入している場合を含む。）は、健康保険組合の保険料の領収書の写し及び厚生年金保険の領収書の写しを提出してください。
領収書の写しは、申請書提出日の直前3か月以内のものを1枚提出してください。
 - (イ) 加入義務がない場合
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約（様式第6号）
※該当部分をチェックした後、提出してください。
- (3) 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合、次の書類を提出してください。
 - ア 雇用保険 雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し
 - イ 健康保険及び厚生年金保険 健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写し

12 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約 (様式第7号)

(1) 当該書類の提出について

- ・申請者の欠格要件に該当しないことを確認するため、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨、誓約していただきます。
- ・誓約の提出がない場合は、申請を受け付けません。
- ・該当の有無を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・該当の有無を確認するため、誓約及び競争入札参加資格審査申請書その他提出した書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供する場合がありますので、了承のうえ申請してください。
- ・岩手県警察本部への照会の結果、該当した場合は、競争入札参加資格に登載しません。
- ・記載された個人情報、岩手県警察本部に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません
- ・「資本関係・人的関係に関する届出」とは、記載対象の範囲が異なりますので、ご注意ください。
- ・役員一覧に入力する範囲について、次のア又はイに該当する者を入力してください。
 - ア 法人にあっては、登記されている全ての役員（監査役を含みます。）
 - イ 個人にあっては、その者（事業主）

13 障がい者の雇用状況を確認できる書類

- (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」に規定する障がい者雇用状況の報告義務がある（常用労働者数45.5人以上）場合は、公共職業安定所に提出している、令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。
- (2) (1)に該当しない場合で、令和2年1月31日現在、障がい者を雇用している方は、障がい者を常時雇用していることを証する書類（身体障害者手帳の写し等証明できる書類及び健康保険被保険者証の写し等雇用を確認できる書類）を提出してください。

14 新規学卒者の雇用状況を確認できる書類

次に掲げる者を、平成30年2月1日～令和2年1月31日までの間に採用し、令和2年1月31日まで継続して常時雇用している場合は、卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書の写し及び雇用状況を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を提出してください。該当する者が3名を超える場合は、3名分のみ記載してください。

- (1) 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者
- (2) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練又は同法に規定する認定職業訓練（在学者訓練を除く。）の過程を修了後3年以内の者

15 環境に配慮した経営状況を確認できる書類

令和2年1月31日現在において、岩手県が定めた「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定で、認定基準3星（★★★）又は4星（★★★★）を受けている場合は、いわて地球環境にやさしい事業所認定書の写しを提出してください。ただし、ISO14001を認証取得し、総合評定値通知書の該当箇所が「有」の表示である場合は不要です。

16 保護観察対象者等の雇用に関与する者としての登録を確認する書類

令和2年1月31日現在において、保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合は、保護観察所が発行する証明書の写し（最新のもの）を提出してください。

17 子育て支援状況等を確認する書類

令和2年1月31日現在において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）又は女性活躍推進法（平成27年法律第64号）による一般事業主行動計画を策定している場合は、一般事業主行動計画・変更届の写し（都道府県労働局の受付印のあるもの）を提出してください。

18 コンプライアンスの取組状況を確認できる書類

次の(1)、(2)に該当する場合、それぞれ関係書類を提出してください。

- (1) 令和2年1月31日現在において、コンプライアンスに関する次に掲げる事項を満たすマニュアルを作成している場合、コンプライアンス・マニュアルの写しを提出してください。

<確認事項>

項目	確認事項
マニュアル作成	ア 経営者による基本方針の表明 イ 企業行動指針（倫理方針） ウ 社内組織の設置 エ 相談窓口の設置 オ 内部通報窓口の設置 カ 役職員の具体的な行動基準 キ 違反者に対する措置 ※イは、コンプライアンス・マニュアルと別に定めている場合も可。
担当部署・担当者の設置	代表者（社長）を長とするコンプライアンス委員会などの責任ある組織又は担当する責任者を整備していること。
通報窓口の設置	ア 役職員が、日々の業務の中で、コンプライアンスに抵触する問題であるか否かを判断に迷う事項については、円滑に相談できる窓口を設置していること。 イ 企業内で違反行為が行われていることを役職員が把握した場合、不利益な扱いを受けずに通報できる内部通報窓口を整備していること。

- (2) コンプライアンスに関する研修会・講習会等を実施した場合

平成30年2月1日～令和2年1月31日の間に、コンプライアンスに関する研修会若しくは講演会等を実施したことがある場合、実施したことを確認できる書類（次第、使用資料、参加者名簿）を提出してください。

※使用資料は、研修会のおおよその趣旨が確認できる程度の抜粋（表紙、目次、冒頭頁等）で構いません。

19 納税証明書

国税の納税証明書（写し可）

次の内容書類について、申請書提出日の直前3か月以内に発行された直近1年分又は1事業年度の納税証明書又はその写しを提出してください。

法人：納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。）

個人：納税証明書その3の2（「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。）

20 受付票返信用封筒

角2サイズを使用し、受領先の住所及び宛名を記入の上、140円郵便切手を貼付したものを1通提出してください。フラットファイルに綴らずに提出してください。

21 資格審査結果通知用封筒

長形3号を使用し、受領先の住所及び宛名を記入の上、84円郵便切手を貼付したものを提出してください。フラットファイルに綴らずに提出してください。

22 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックリスト（受付整理票）

全ての提出書類を準備した後、提出前にもう一度、このチェックリストにより各提出書類の作成内容を確認してください。チェックリストは、資格審査申請書の受付時に整理票としても使用しますので、作成内容の確認後、他の提出書類と併せて必ず提出してください。（太枠内の申請者欄に、チェック✓又は該当するものに○をしてください。）

23 委任先代表者に係る住所確認票（様式第8号）

様式第2号の委任状を提出する方は、必ず提出してください。

紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例及びその規則に基づき、法人及び代表者の町税等の納付状況の確認を行うため提出していただくものです。

※代表者住所については、同姓同名の方がいる場合、個人を特定するために記載していただくものです。

24 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第9号）

次の事項について、該当項目を選択・入力してください。ただし、対象範囲は、紫波町の名簿に既に登録している者又は登録しようとする会社等です。なお、入力は最大2社となりますので、これ以上の場合は別紙（任意様式）を作成し、提出してください。詳しい内容は別記を参照してください。

別記

「資本関係・人的関係に関する届出書」について

紫波町発注の建設工事及び建設関連業務委託については、「紫波町工事請負業者指名基準」に基づき、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者について、同一の入札において1者を除き参加することができません。

記

1 同一入札への参加が制限される場合

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合には、同一入札に参加することができません。

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合には、同一入札に参加することができません。（例）組合とその構成員

2 届出書提出にあたっての留意事項

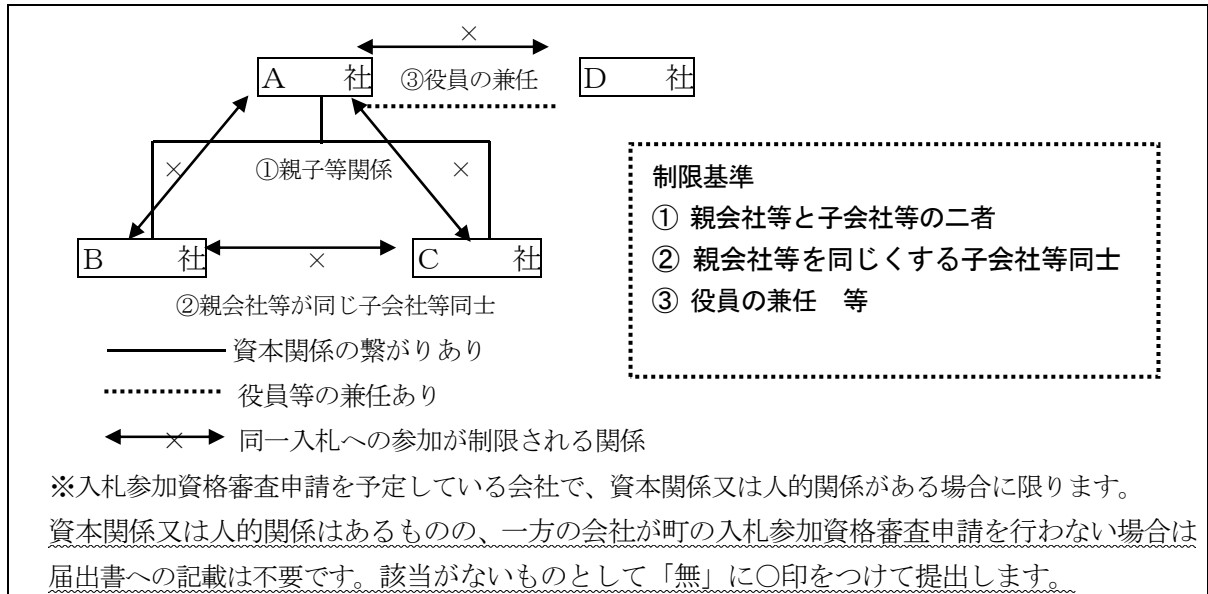
届出書は、資本関係又は人的関係がない場合でも、必ず提出してください。

届出書に虚偽の記載をした場合又は重要な事実の記載をしなかった場合は、入札参加資格の認定を受けられず、また、認定後発覚した場合には入札参加資格が取り消されることがありますので、記載要領等を十分確認した上で当該届出書を作成してください。

3 変更があった場合の届出

届出書の提出後に、資本関係や人的関係に変更を生じた場合は、変更となった原因を生じた日から2週間以内に、「紫波町建設工事等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等・子会社等をいいます。

- ・会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等・子会社等
第2条第3号の2 子会社等
- ・子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ・会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
第2条第4号の2 親会社等
- ・親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ・株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

○役員等の定義

- (1) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- (2) 取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- (3) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する役員、組合の理事又はこれに準ずる者
- (4) 指名委員会等設置会社における執行役員
- (5) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。

制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

※「取締役」には、社外取締役も含まれますが、指名委員会等設置会社における取締役は含まれません。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。特に指名委員会等設置会社の「執行役員」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。